

## 緊急強化事業における実施状況（平成 25 年度）

### （1）基金の執行状況

都道府県の事業実績では、全ての都道府県が基金による緊急強化事業を実施しており、執行金額は平成 24 年度まで年々増加し、25 年度において初めて減少に転じている。事業総額に占める普及啓発事業の割合は 23 年度から低下している一方、人材養成事業及び対面型相談支援事業の割合は上昇傾向にある。（図表 1）

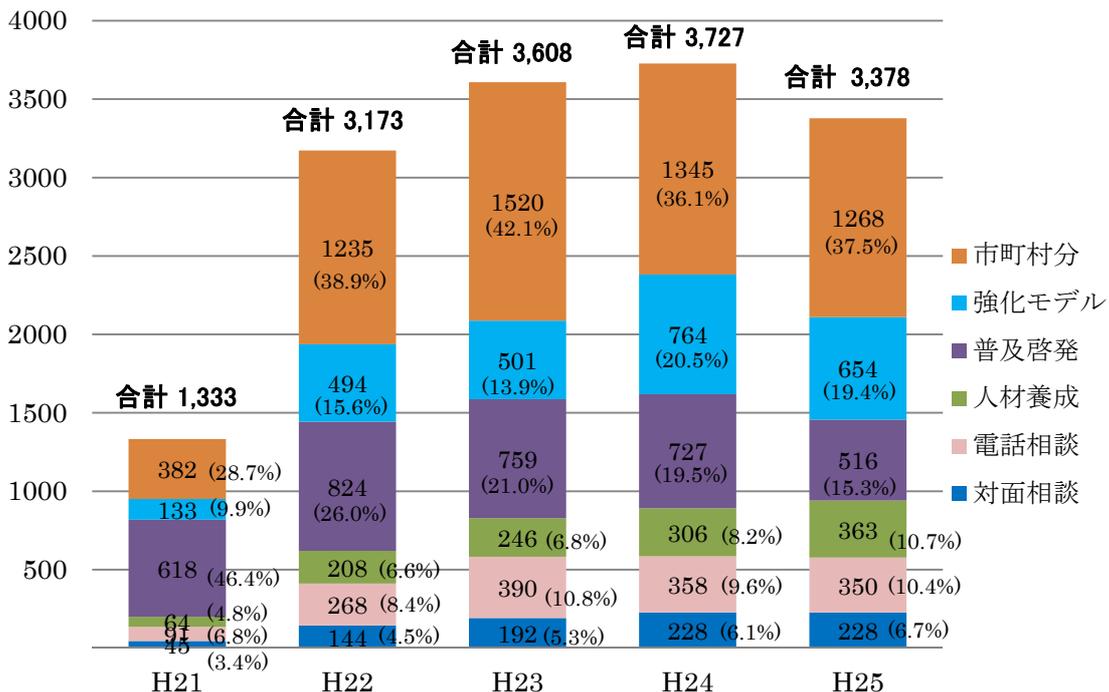
市町村の事業実績では、執行金額では 24 年度以降は減少しているものの実施市町村数は年々増加している。事業別の割合については、都道府県と同様に普及啓発事業では低下傾向にあり、対面型相談支援事業及び人材養成事業では引き続き上昇傾向にある。また、電話相談支援事業についても事業数は少ないものの増加している（図表 2）

こうした背景には、一般に自殺対策事業は普及啓発事業を経て相談支援事業、人材養成事業へシフトする傾向がある中で、22 年度、23 年度に新たに緊急強化事業を実施した市町村が、まず普及啓発事業から着手し、その後の対策が一定程度進んだことから、他のより実践的な事業にシフトしてきていることが考えられる。また、緊急強化事業を実施する市町村が増加しているにも関わらず、市町村単位で執行金額が減少している要因としては、1 事業当たりの執行額が減少傾向にあるとともに、普及啓発事業より執行金額が低い人材養成事業の割合が増加したことが考えられる（図表 3）。

図表 1 基金の事業実績（都道府県）

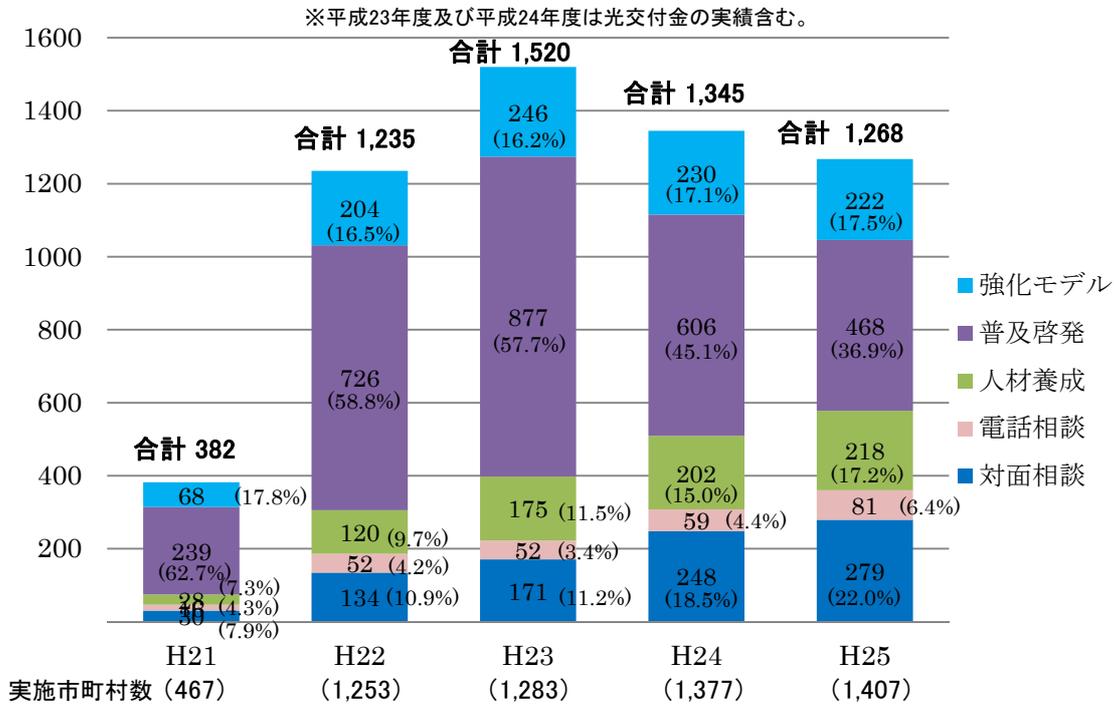
単位 百万円

※平成23年度及び平成24年度は光交付金の実績含む。



図表 2 基金の事業実績（市町村）

単位 百万円



(2) 緊急強化事業類型別の実施状況

平成25年度の一事業当たりの執行額は、23年度及び24年度と同じく電話相談が最も多く、次いで強化モデルとなっている（図表3）。また、全ての都道府県で基金を活用した事業を実施しており、市町村では実施市町村が年々増加し、25年度では全市町村の80.8%が基金を活用した事業を実施しており、着実に緊急強化事業が浸透してきていることがうかがえる。なお、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センターにおける「都道府県・政令指定都市及び市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査」（以下「自殺対策の取組状況調査」という。）によると、基金以外の財源により実施された自殺対策事業がないと回答した市町村は半数以上にのぼり、昨年度の74.1%と比較し、自主財源による事業実施が進んでいるものの未だ基金に依存している状況であり、財源の安定的な確保は今後の継続的な自殺対策において引き続き大きな課題と考えられる。

なお、事業類型別市町村実施割合では、23年度以降、普及啓発事業のみ低下している（図表5）。

図表3 平成25年度の事業類型別事業数と1事業当たりの執行額

	総数	対面相談	電話相談	人材養成	普及啓発	強化モデル
事業数	8,186	1,133	305	2,789	2,880	1,079
1事業当たり 執行額(千円)	413	447	1,413	208	342	812
(平成24年度 1事業当たり 執行額(千円))	437	451	1,241	198	379	933
(平成23年度 1事業当たり 執行額(千円))	468	486	1,796	220	418	854

図表4 平成25年度の事業類型別都道府県実施割合

	総数	対面相談	電話相談	人材養成	普及啓発	強化モデル
都道府県数	47	42	45	47	46	46
実施都道府県 の割合	100.0%	89.4%	95.7%	100.0%	97.9%	97.9%

図表5 平成25年度の事業類型別市町村実施割合

	総数	対面相談	電話相談	人材養成	普及啓発	強化モデル
市町村数	1,407	736	362	1,063	1,168	477
実施市町村の 割合	80.8%	42.3%	20.8%	61.0%	67.0%	27.4%
(平成24年度 実施市町村割合)	(79.0%)	(33.1%)	(8.1%)	(52.4%)	(67.7%)	(16.8%)
(平成23年度 実施市町村割合)	(73.7%)	(26.5%)	(5.2%)	(46.9%)	(68.7%)	(14.7%)

(i) 対面型相談支援事業

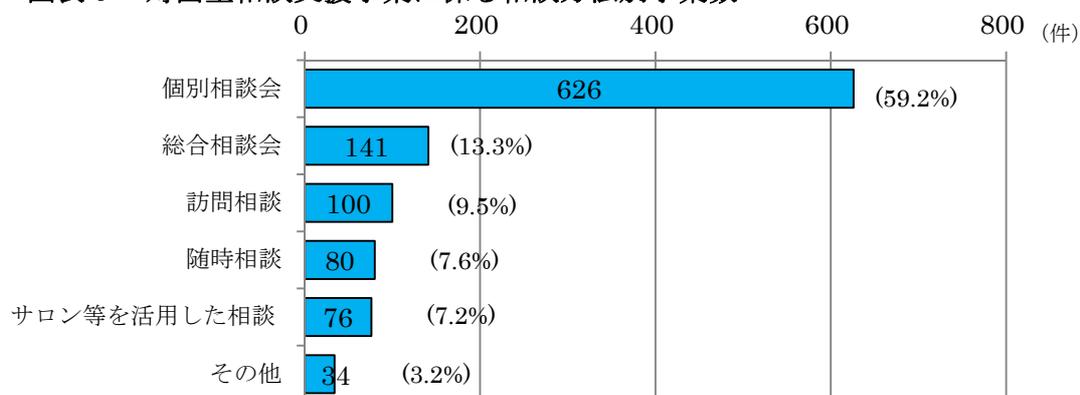
対面型相談支援事業については都道府県の89.4%、市町村の42.3%が実施している(図表4及び図表5)。

相談方法を見ると、個別相談会が最も多く全体の59.2%を占める。また、総合相談会は13.3%であり、その内57.4%が予約制(一部を含む。)を導入しており、事業の効率化も図られていることが伺える(図表6)。

相談の種類別の事業数を見てみると、「心の健康づくり」が825事業(78.1%)で最も多く、次いで「精神疾患の相談」が677事業(64.0%)、自殺の原因・動機で最も多い健康問題に関する相談である「身体健康相談」が482事業(45.6%)

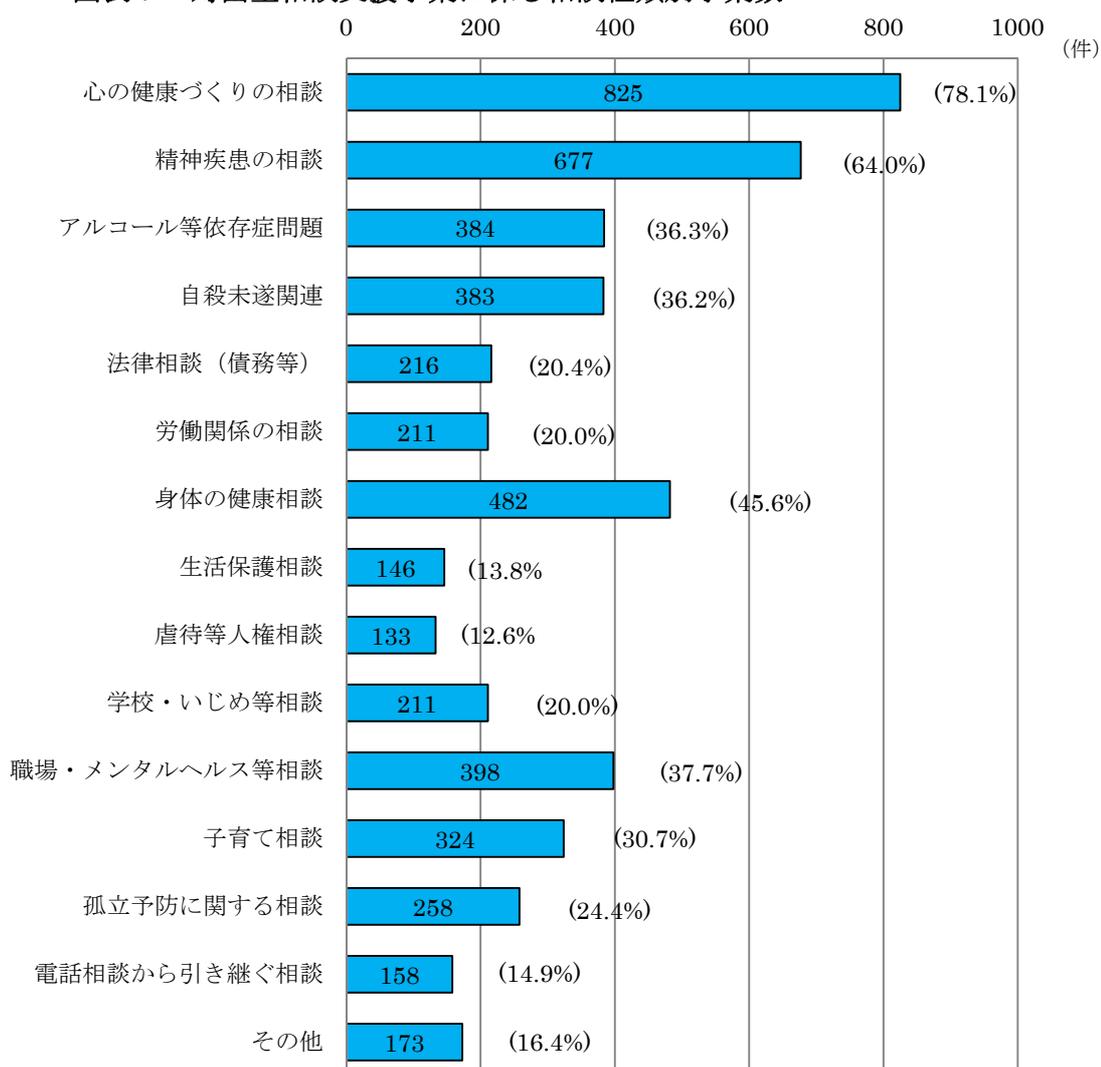
で昨年度と同じ事業が多くなっている（図表7）。なお、いずれの相談種類も事業数が昨年度と比較し増加しており、対面による相談体制が充実してきていることがうかがえる。

図表6 対面型相談支援事業に係る相談方法別事業数



※ 括弧内は相談を実施した1,057事業に対する割合

図表7 対面型相談支援事業に係る相談種類別事業数



※1 相談内容が複数選択されている場合は、それぞれに事業数を計上した。

※2 括弧内は相談を実施した1,057事業に対する比率

## (ii) 電話相談支援事業

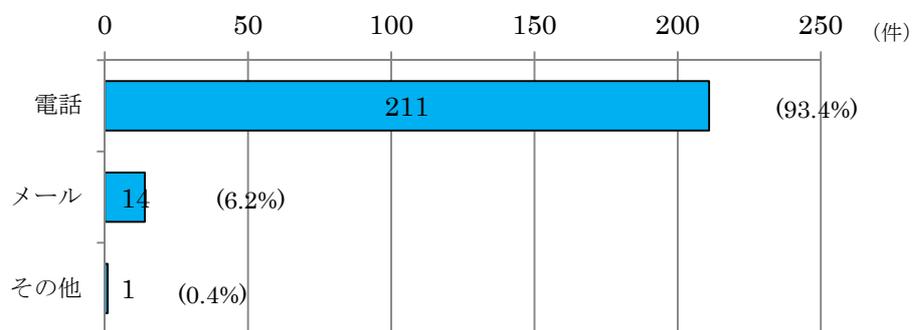
電話相談支援事業については、都道府県の95.7%、市町村の20.8%が実施しており（図表4及び図表5）、市町村の実施率は都道府県の実施率と大きくかい離している。これは、電話相談支援事業の性質上、人口規模が小さく、職員数が少ない市町村においては、運用が困難なためと考えられる。

電話、メール等の相談方法を見ると、93.4%が電話による相談であり、そのほとんどを占めているが、メール等による相談も一部の自治体において実施されている（図表8）。

また、実施時間帯では、平日、日中での実施が多いものの（平日：83.2%、日中：61.5%）、休日、夜間においても、4分の1以上（休日：28.8%、日中：25.7%）の自治体で実施されている（図表9）。

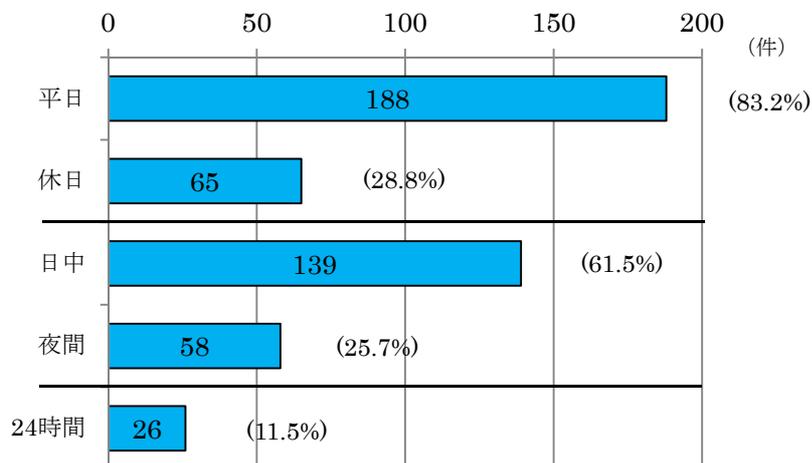
相談種類別の事業数を見ると（図表10）、対面相談と同じく、「精神疾患の相談」で150事業（66.4%）と最も多く、次いで「精神疾患の相談」が149事業（65.9%）となっている。また、相談種類の割合で見ると、対面型相談支援事業と比較して「自殺未遂関連」、「職場・メンタルヘルス等相談」始め、多くの相談種類においてその割合が高くなっており、相談種類によって対面型による相談よりも電話等による相談の方が相談し易い環境であることがうかがえる。

図表8 電話相談支援事業に係る相談方法別事業数



※ 括弧内は相談を実施した226事業に対する割合

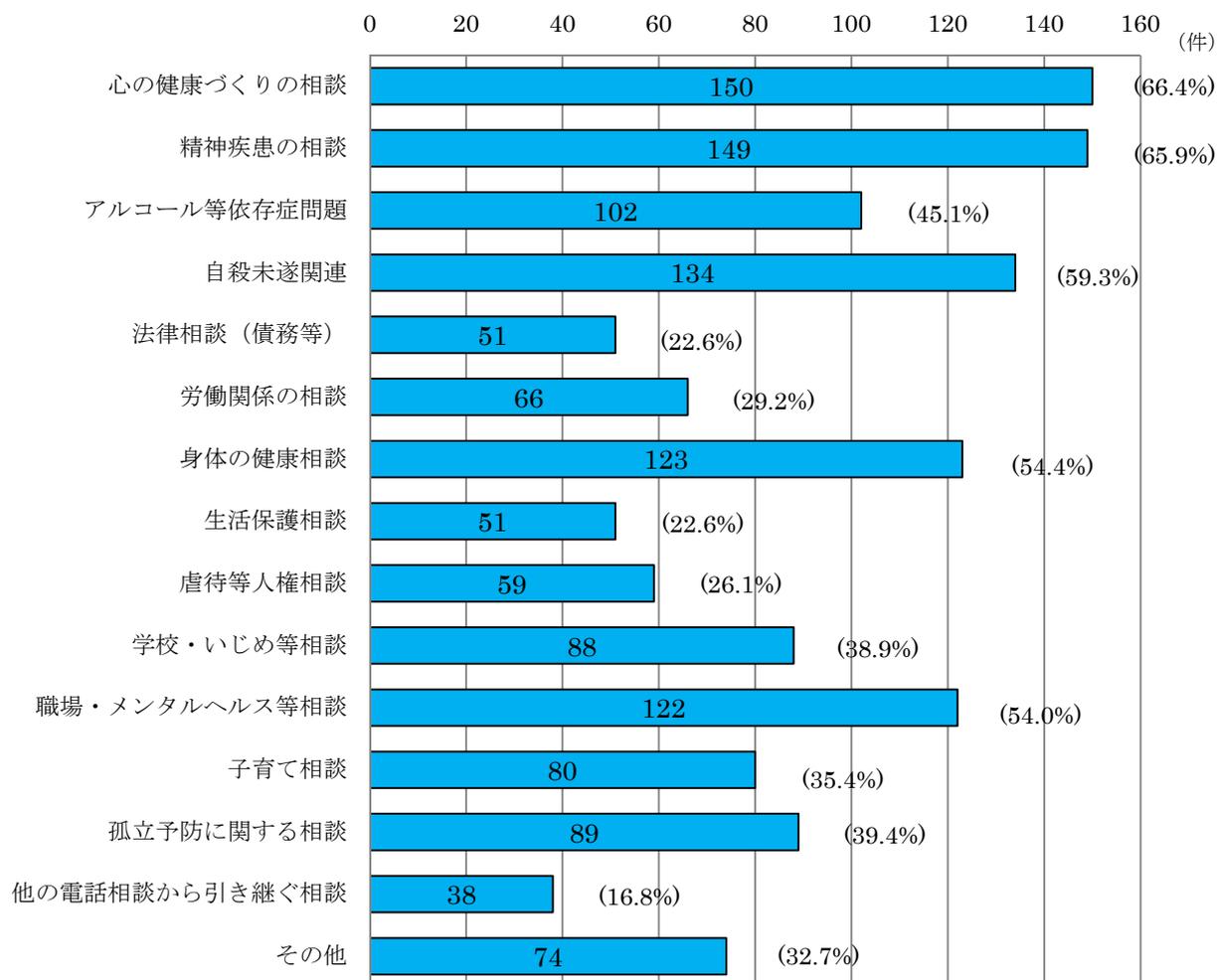
図表9 電話相談支援事業に係る実施時間帯別事業数



※1 実施日、時間帯が複数選択されている場合は、それぞれに事業数を計上した。

※2 括弧内は相談を実施した226事業に対する比率

図表 10 電話相談支援事業に係る相談種類別事業数



※1 相談内容が複数選択されている場合は、それぞれに事業数を計上した。

※2 括弧内は相談を実施した 226 事業に対する比率

### (iii) 人材養成事業

人材養成事業については、都道府県の100%、市町村の61.0%が実施している(図表4及び図表5)。

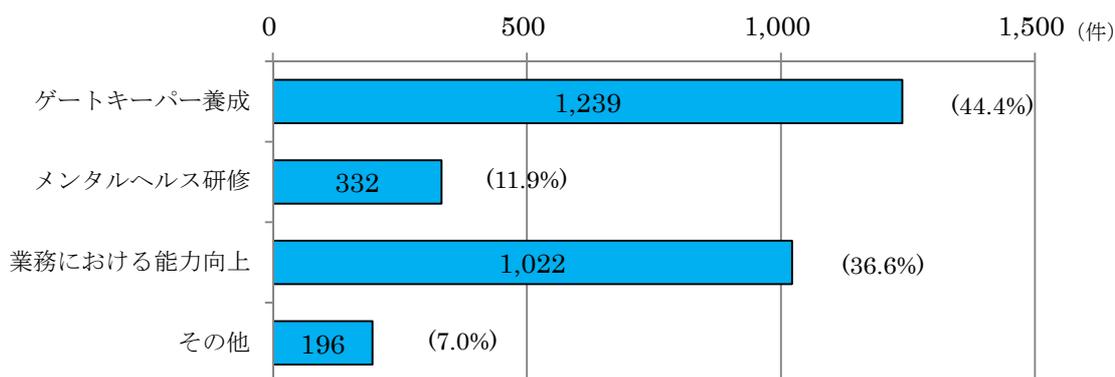
実施された事業の区分別で見ると「ゲートキーパー養成」が最も多く1,239事業(44.4%)、次いで「業務における能力向上」が1,022事業(36.6%)となっている(図表11)。

養成対象別の事業数では、専門職員では、相談支援従事者としての割合が高い「保健師」、「精神保健福祉士」に対する事業がそれぞれ1,254事業(45.0%)、464事業(16.6%)と多く、「福祉職員」が961事業(34.5%)、「看護師」が475事業(17.0%)、「教育職員」が488事業(17.5%)と実際のゲートキーパーとして期待される職員に対する事業も多くなっている。また、一般を対象とした事業では、「民生委員・自治会役員等リーダー的役割を持つ方」が825事業(29.6%)、「一般市民」が809事業(29.0%)と多く実施されている(図表12)。

また、昨年度と比較すると「臨床心理士」、「生活保護ケースワーカー」を対象とする事業が倍以上、「精神保健福祉士」、「教育職員」を対象とする事業が倍近く増加しているとともに、これまで少なかった「弁護士」や「司法書士」を対象とする事業についても増加しており、幅広い職種に対する事業が実施されるようになったことがうかがえる。

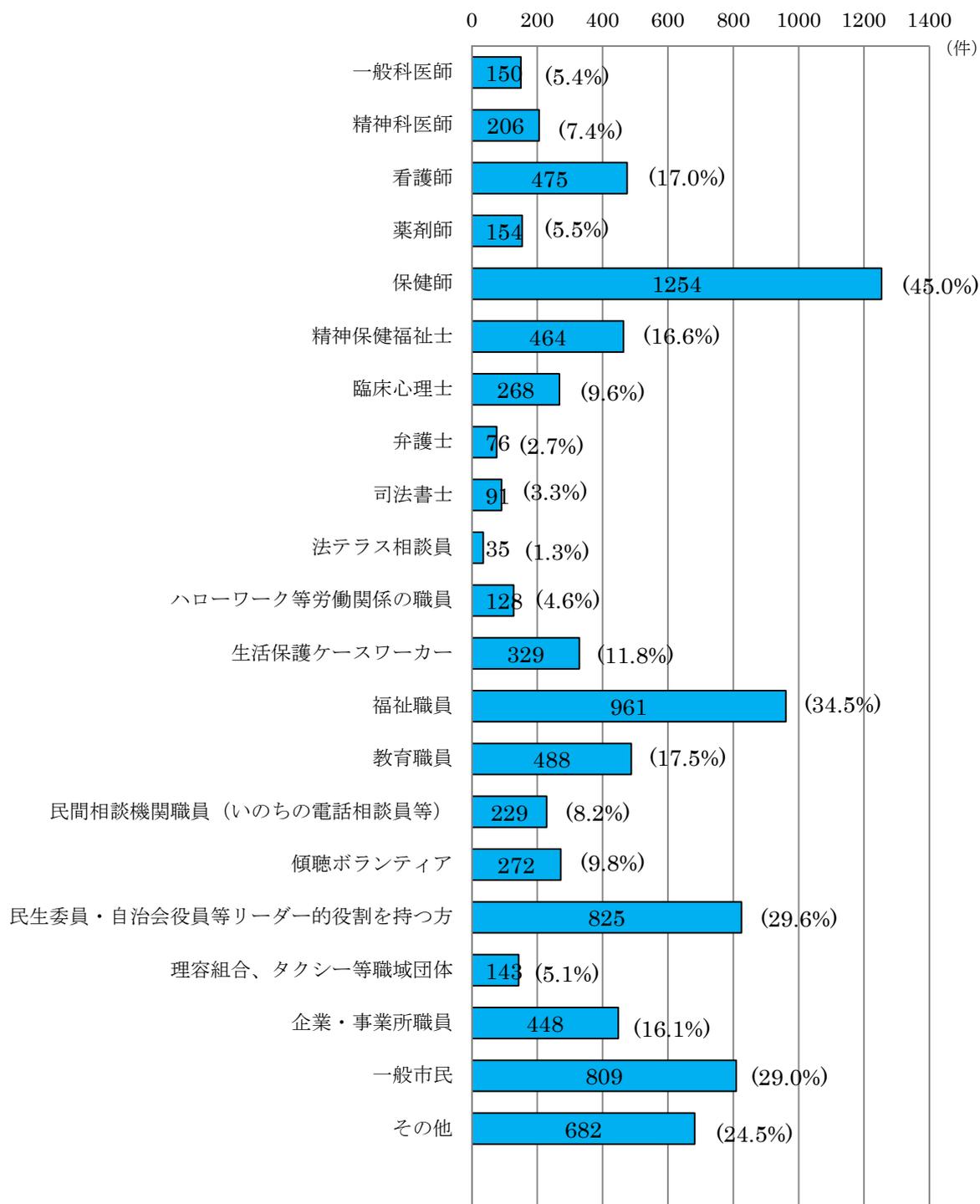
なお、平成25年度において、人材養成事業により各種研修等を受けた者は延べ約31万人に上っている。

図表11 人材養成事業に係る事業区分別事業数



※ 括弧内は人材養成事業を実施した2,789事業に対する割合

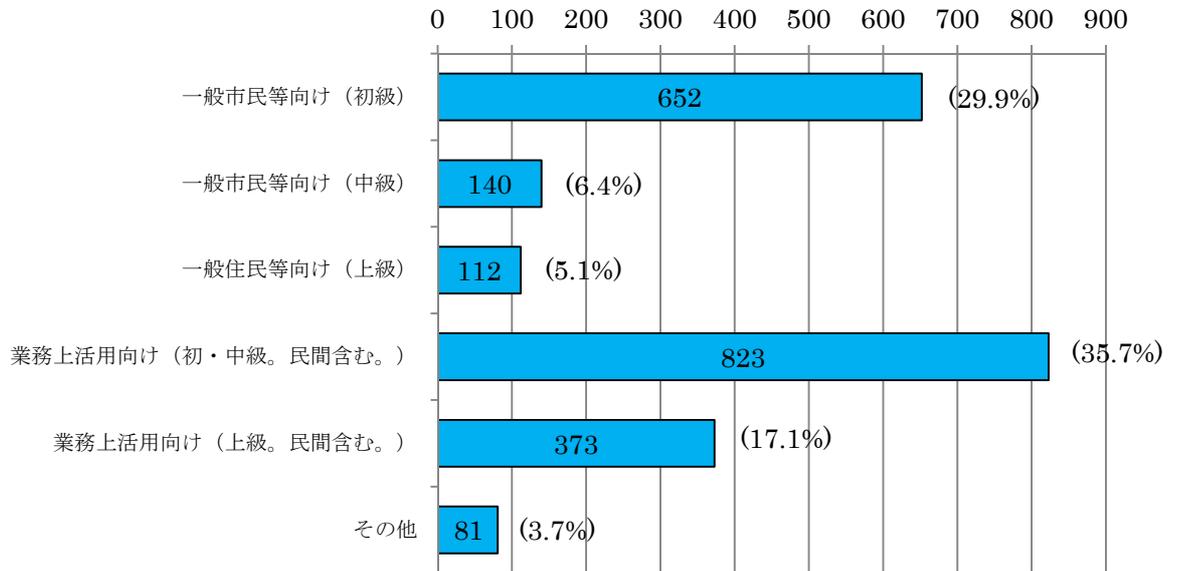
図表 12 人材養成事業に係る人材養成対象区分別事業数



※1 人材養成対象区分を複数選択している場合はそれぞれに事業数を計上した。

※2 括弧内は全 2,789 事業数に対する比率

図表 13 人材養成事業に係る研修会等開催における対象区分別事業数



※ 括弧内は研修会等を実施した 2,181 事業に対する割合

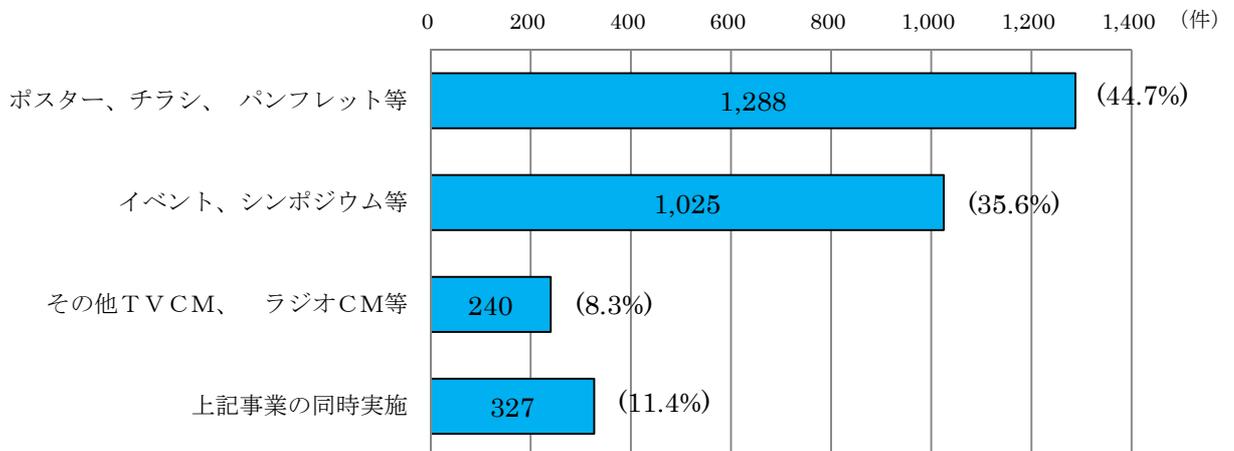
(iv) 普及啓発事業

普及啓発事業については、都道府県の 97.9%、市町村の 67.0%が実施しており、事業数においても全緊急強化事業 8,186 事業のうち 2,880 事業（35.2%）を占めている（図表 3、図表 4 及び図表 5）。しかしながら、その割合は毎年度低下しており、直近 3 年間で大幅に低下してきている（平成 23 年度 51.3%、平成 24 年度 41.3%）。

事業形態別の事業数を見てみると「ポスター、チラシ、パンフレット等」が最も多く、次いで「イベント、シンポジウム等」が多くなっており、昨年度と構成は変わらない（図表 14）。

また、「イベント、シンポジウム」等における参加者等は約 82 万人に上っている。

図表 14 普及啓発事業における事業形態（事業数）



※括弧内は全事業数 2,880 に対する比率

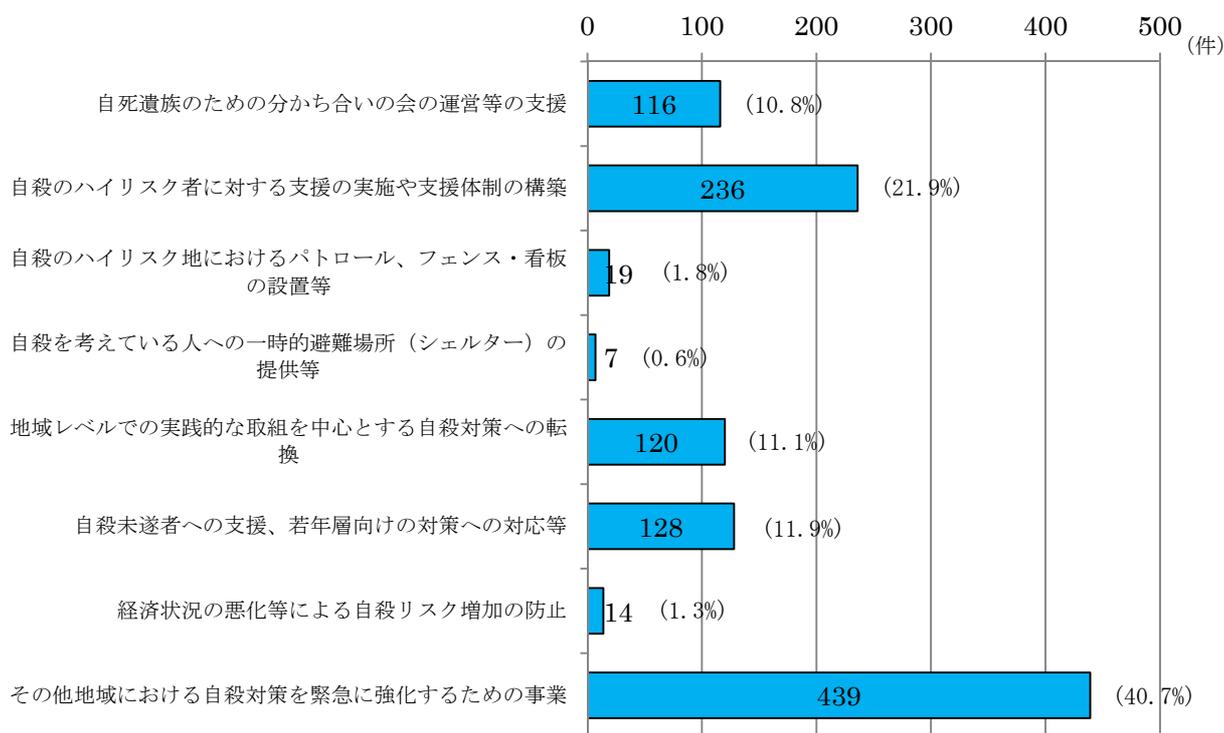
#### (v) 強化モデル事業

強化モデル事業については、都道府県の97.9%、市町村の27.4%が実施している（図表4及び図表5）。

事業区分別で見ると（図表15）、「その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業」を除くと、「自殺のハイリスク者に対する支援の実施や支援体制の構築」が236事業（21.9%）と最も多い。また、「自殺未遂者への支援、若年層向けの対策への対応等」は128事業（11.9%）とその次に多いが、その他の事業でも同程度の事業数があり、特段多いということはなく、他の年齢層と比較して自殺者数があまり減少していない若年層への対策として、今後事業の拡大が望まれる。

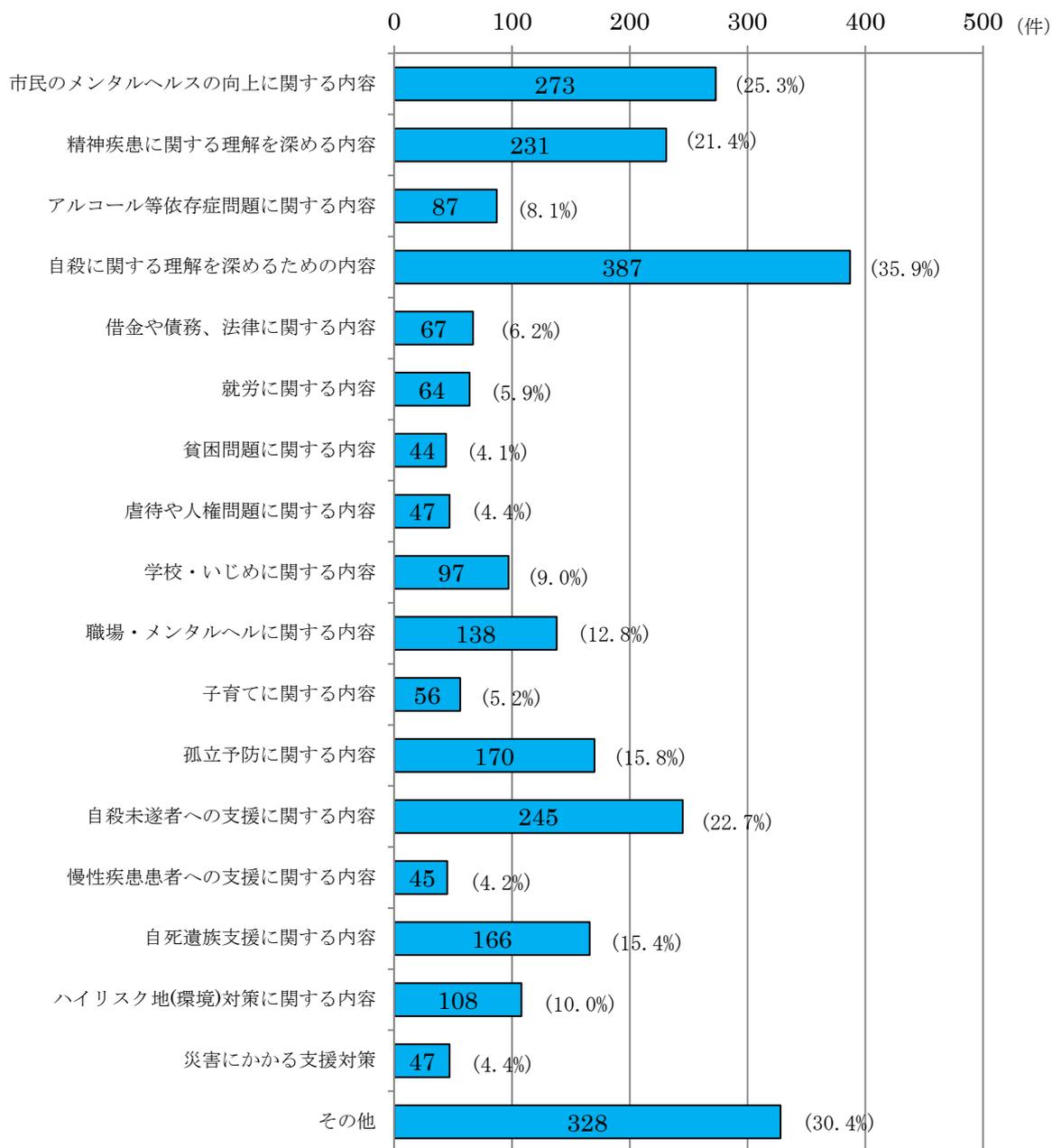
事業内容別では「自殺に関する理解を深めるための内容」が387事業（35.9%）と最も多く、次いで「市民のメンタルヘルスの向上に関する内容」が273事業（25.3%）と多くなっており、啓発的な意味合いが強いが事業が多く実施されている（図表16）。

図表15 強化モデル事業の事業区分別事業数



※括弧内は全事業数 1,079 に対する割合

図表 16 強化モデル事業の事業内容別事業数



※1 事業内容が複数選択されている場合はそれぞれに事業数を計上している。

※2 括弧内は全事業数 1,079 に対する比率